

一級河川那珂川(那須塩原市鍋掛地内)
における砂利等の採取希望者
公募要領(準則)

公募受付締切日

令和3(2021)年7月27日(火)16時必着

(郵送の場合は締切日必着)

栃木県大田原土木事務所

令和3(2021)年7月13日

1. 目的

この公募要領は、一級河川那珂川（那須塩原市鍋掛地内）における河川区域内の砂利等の掘削採取を河川管理者に代わって希望する者（以下「採取希望者」という。）の公募・選定を実施し、もって適正な河川管理の促進及び資源の有効活用を図ることを目的とします。

2. 公募内容

(1) 採取の期間

令和3(2021)年11月1日(月)から令和4(2022)年5月31日(火)

(上記のうち、採取計画に基づき河川法（昭和39年法律第167号）による許可等を受けた期間)

(2) 採取の場所及び採取に係る土地の面積

① 採取の場所

一級河川 那珂川

那須塩原市鍋掛地内（別添位置図のとおり）

② 採取に係る土地の面積

A=約 24,800 m²（別添平面図のとおり）

(3) 砂利等の採取可能数量及び掘削の深さ等

① 砂利等の採取可能数量

V=約 24,800 m³

※採取希望数量が上記数量に達しない場合でも応募が可能です。

② 掘削の深さ等

深さ（高さ） H=約 1m

※ ただし、掘削は2mを超えない範囲で数次に分けて行うこととなります。

施工延長 L=約 750m

(4) 事前準備の措置

① 表土除去・立木伐採状況

河川管理者が実施する。

必要に応じて、採取希望者が実施することも可能とする。

なお、伐採木等の処分は、河川管理者との協議の上、治水上支障のない箇所への仮置き等も可能とする。

② 搬出路の確保

河川管理者が実施する。

必要に応じて、採取希望者が実施することも可能とする。

③ その他

測量等は、原則、採取希望者が実施する。

ただし、河川管理者が既存の測量資料等を有する場合は事前に貸与する。

その他、定めのない事項は、協議により決定します。

3. 採取希望者の資格要件

採取希望者の資格要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとします。

- (1) 砂利採取法(昭和43年法律第74号)第3条に規定する砂利採取業の栃木県知事登録を受けていること、又は公募期間中に砂利採取業の知事登録を受ける見込みがあること。
- (2) 本公募要領2(1)に規定する採取の期間内に砂利等の採取及び運搬を完了できること。
- (3) 砂利等の採取に当たっては、砂利採取業務主任者が砂利採取法第14条の規定による災害の防止に関する職務が行えるよう、常に現場を監督できる体制を執ること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (5) 河川法又は砂利採取法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者に該当しないこと。
- (6) 次に掲げる法人等でないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しないものの統制の下にある法人等
 - ③ 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む法人等

4. 採取の許可等に当たって付される主な条件

河川法第20条の規定に基づく「河川管理者以外の者の施行する工事等の承認」、同法第25条の規定に基づく「土石等の採取の許可」及び砂利採取法第16条の規定に基づく「採取計画の認可」(以下「許可等」という。)に当たって付される主な条件は、次のとおりです。

- (1) 砂利等の採取の着手前及び搬出完了後は、河川管理者による検査を受けること。
- (2) 採取期間中は、許可等に係る見やすい場所に河川管理者が定める標識等を設置すること。
- (3) 砂利等の採取及び運搬は、午前8時から午後5時までの範囲内で行うこととし、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日においては行わないこと。
- (4) 出水のおそれがあるときは、機械設備等を流出させないように、堤内地への搬出、くい留等必要な措置を講じること。
- (5) 砂利等の採取及び運搬により、第三者に損害を与えた場合は、許可等を受けた者が速やかに解決に当たること。
- (6) 河川管理施設を損傷したときは、速やかに河川管理者に届け出てその指示に従うものとし、当該管理施設の原状回復に要する費用は、許可等を受けた者の負担とする。
- (7) 砂利等を運搬する車両には、さし枠装着車等の不法改造車を使用しないこととし、積載物の落下防止措置を行うこと。

5. 公募手続

(1) 公募期間

令和3(2021)年7月13日(火)午前9時から

令和3(2021)年7月27日(火)午後4時まで

(郵送の場合は締切日必着のこと)

(2) 提出書類

① 申込書(様式1)

② 採取計画書(様式2)

③ 誓約書(様式3)

※ 内容を確認するために説明を求めることがあります。

上記提出書類にかかる諸費用は、採取希望者の負担となります。

(3) 提出場所

〒324-8765 栃木県大田原市紫塚2-2564-1

大田原土木事務所 企画調査部 企画調査課 (担当: 雫)

電話 (0287) 23-5882

FAX (0287) 23-8490

E-mail shizukun01@pref.tochigi.lg.jp

(4) 提出方法

書面により前述の提出場所に持参又は郵送してください。

なお、郵送の場合は締切日必着とします。

(5) 公募実施図書の閲覧

① 閲覧に供する図書

・採取の場所及び採取に係る土地に関する図面(縦横断図、公図等)

② 閲覧期間

令和3(2021)年7月13日(火)から令和3(2021)年7月27日(火)まで

午前9時から午後4時まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く)

③ 閲覧場所

提出場所のとおり

(6) 公募実施図書に対する質問及び回答

① 質問の受付期間

令和3(2021)年7月13日(火)から令和3(2021)年7月20日(火)まで

午前9時から午後4時まで

(土曜日、日曜日及び休日を除く)

② 質問の受付場所

提出場所のとおり

③ 質問の方法

質問書(様式任意)に、質問内容、回答を受ける担当部署名、担当者名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを明記の上、持参、郵送(書留郵便)、FAX若しくは電子メールにより行ってください。

なお、FAXの場合は、発信後に電話により確認を行ってください。

④ 回答方法

河川管理者が質問者に対して、直接、文書により回答します。

質問に対する回答は、質問の受付場所で閲覧可能です。

(7) 失格要件

次のいずれかに該当する採取希望者は、採取希望を申し出ても失格とします。

- ① 本公募要領3に規定する要件を満たさない者
- ② 提出書類に虚偽の記載をした者
- ③ 明らかに不正な行為によって採取希望申込をしたと認められる者

6. 採取許可予定者の決定

(1) 砂利等の採取の許可等を与えようとする者(以下「採取許可予定者」という。)は、提出された採取計画書及び資格要件により適格審査を行った上で決定します。

(2) 採取計画書における審査項目は、以下に掲げるものとします。

- ① 採取希望数量
- ② 採取した砂利等の用途及び搬出先
- ③ 運搬方法及び経路
- ④ 安全対策
- ⑤ 出水時対応
- ⑥ 環境への配慮

(3) (1)により適格と認められた者が2以上あるときは、(2)①による採取希望数量が最も多い者を採取許可予定者として決定します。ただし、採取希望数量が同量である場合は、くじによる抽選を実施し、採取許可予定者を決定します。

なお、採取箇所を複数の工区に分けて、採取許可予定者を決定することがあります。

(4) 選定結果については、本公募要領5(2)に規定する書類を提出した全ての採取希望者に結果を通知します。

なお、採取許可予定者が本公募要領で定める資格を喪失した場合及び提出書類に虚偽、不正があると認める場合は、採取許可予定者の決定を取り消すこととします。

7. 許可等申請手続及び手数料の納付

(1) 採取許可予定者は、次に掲げる申請等の手続を速やかに行うこととします。

なお、当該申請にかかる諸費用は、採取許可予定者の負担となります。

- ① 河川法第20条の規定に基づく承認、同法第25条の規定に基づく許可及び砂利採取

法第 16 条の規定に基づく認可の申請手続き

② その他、法令等に定めがある場合に必要な手続き

- (2) 砂利採取法第 16 条の規定に基づく認可申請に当たっては、栃木県手数料条例(昭和 31 年栃木県条例第 1 号)の規定に基づく手数料を納付していただくこととなります。
- (3) 本公募による砂利等の採取については、公益性の高い事業であり、栃木県流水占用料等徴収条例(平成 12 年栃木県条例第 10 号)第 4 条第 2 項の規定に該当するため、土石採取料が免除されます。

8. その他

- (1) 提出書類は、返却いたしません。
- (2) 提出期限以降の提出書類の訂正等は認めません。
ただし、河川管理者からの指示による場合は除きます。
- (3) 採取許可予定者が採取した砂利等を別の者に洗浄等をさせる場合は、当該別の者についても、砂利採取法第 3 条に規定する砂利採取業者の登録及び同法第 16 条に規定する採取計画の認可が必要となります。
- (4) その他、採取期間中における不測の事態や疑義が生じた場合には、河川管理者との協議を行ってください。